平成２３年（フ）第１７６号
富山県中新川郡上市町横法音寺１番地２　横法音寺定住促進住宅２号棟302号
債務者　高原　　守
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７号
高知県高岡郡津野町芳生野乙647番地１
債務者　髙橋　美香
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第５８号
福岡県大牟田市小浜町95番地３　サンコーポラス小浜　２棟508号
債務者　蓮尾　直美
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第９４号
佐賀県佐賀市兵庫南２丁目19番３号
債務者　富永　万里
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１４号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸1155番地１
債務者　河村　　速
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野654番地１　モナリエ吉野ヶ里202号
債務者　秋永　修一
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
佐賀県佐賀市兵庫町大字瓦町408番地２
債務者　清河　敬源
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
佐賀県小城市三日月町長神田2557番地５
債務者　石丸　信之
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
佐賀県佐賀市鍋島３丁目６番８号　Ｅ－ＦＬＡＴⅡ　401号、住民票上の住所佐賀県多久市南多久町大字下多久2118番地80
債務者　浦尾　美穂
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６１号
佐賀県三養基郡上峰町大字江迎2460番地
債務者　髙島　岩夫
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６６号
佐賀県神埼市神埼町本堀2539番地１
債務者　原口　良視
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８２号
佐賀県鳥栖市西田町240番地２
債務者　井上　　勉
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０５号
佐賀県多久市北多久町大字小侍3976番地４
債務者　長谷川牧子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６０号
沖縄県那覇市赤嶺２丁目５番地１県営赤嶺市街地住宅１―310
債務者　仲宗根　健
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２９６号
沖縄県島尻郡南風原町字与那覇495番地10　コーポカミヤ201
債務者　小橋川清教
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３９３号
千葉県松戸市常盤平３丁目24番地の１　常盤平公団住宅３街区13棟308号
債務者　野呂　伸一
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４２３号
千葉県柏市青葉台２丁目18番５号
債務者　相川　麻美
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４４５号
千葉県流山市東初石２丁目121番地の１　キフネＣ―201
債務者　内藤　正子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部